

(その134) ダメだ、とあきらめずに相続放棄ができました (2016.11 発行)

簡易宿泊施設に住むXさんから「疎遠だったアニキが隣の病院に入院していて、そろそろダメらしい。もしアニキが借金抱えて死んだら、その借金はどうなる？」という相談を受けたのは去年の6月。お兄さんは独身で、相続人はTさんを含む兄弟のみ。相続財産には不動産や貯金などプラスのものと、借金などマイナスのものがあることを説明し、「お兄さんが借財を残して亡くなった場合は3か月以内に相続放棄の手続きをしないと厄介なことになります。お葬儀が終わったらすぐに知らせてください」と念を押し、ひとまずお帰り頂きました。

督促状にびっくり

それから1年以上経って再会したXさんは、お兄さんの債権者からの督促状を手に憔悴した表情でした。

お兄さんの死後3か月はとうに過ぎ、他の兄弟は相続放棄済み。つまりXさんだけが借金返済を背負わされる立場ですが、Xさんご自身も生活保護を受けていて人の借財を返済できるほどの経済的余裕はありません。

お兄さんとは疎遠で葬儀の連絡もなく、債権者からの督促通知で初めてその死を知ったことなどを理由に家庭裁判所に相続放棄の申請をしました。

3か月を過ぎていましたが、それらの理由が正当であると認められ、申請が受理されたことを知らせると、「アニキの借金払うか、それが無理なら死のうかと思ったけど、おかげで助かりました」と心底嬉しそうでした。

八方ふさがりに見えるような状況であっても諦めずにご相談ください。最善策を私たちと一緒に考えましょう。